

監査結果報告

佐世保市監査委員監査基準に従い、監査を実施したので報告する。

1 監査の種類 財 務 監 査 (定 期 監 査)

2 監査の対象 子ども未来部

子ども政策課、子ども支援課、子ども育成課、子ども保健課、
子ども子育て応援センター、子ども発達センター

3 監査の期間 令和2年9月3日(木)～令和2年10月20日(火)

4 監査の着眼点

- (1) 収入事務は適正か
- (2) 支出事務は適正か
- (3) 契約事務は適正か
- (4) 財産管理事務は適正か

5 調査の範囲及び方法

令和2年度に執行された財務に関する事務が、法令等に基づき、適正に行われているか関係書類を抽出して調査を行い、また、担当職員の説明を聴取するなどの方法により実施した。

6 調査の結果

上記、記載のとおり監査した限りにおいて、収入事務、支出事務、契約事務につき、別記のとおり改善を要する事項が見受けられた。

なお、軽易な事項については記述を省略した。

【指摘事項】

1. 収入事務

- ① 個人情報開示請求において、佐世保市個人情報保護条例第 37 条第 2 項で「個人情報の写しの交付に要する費用（写しの作成及び送付に要する費用を含む。）は、請求者の負担とする。」と規定されているにもかかわらず、定めのない納付書の郵送料を請求者に負担させているものがあつた。

（子ども保健課）

- ② 養育医療費徴収金において、佐世保市財務規則第 66 条の 2 で「納期限について、法令又は契約若しくは処分に定めがないときは、納入及び債権金額を確認した日から 20 日以内における適宜の納期限を定めるものとする。」と規定されているにもかかわらず、納期限が 20 日より後の日付になっているものがあつた。

（子ども保健課）

歳入の納期限設定誤りについては、前回も指摘を行なっている。納入通知及び徴収の際は、根拠法令の再確認を行い、適正な収入事務の遂行に努められたい。

2. 支出事務

- ① 佐世保市児童健全育成事業補助金において、同交付要綱第 7 条で「…実績報告書の提出期限は翌年度 4 月 10 日まで…」と規定されているにもかかわらず、当該実績報告書に添付されている関係書類の日付が 4 月 10 日より後の日付で提出されているものがあつた。

（子ども育成課）

補助金の支出事務については、前回も指摘を行なっている。補助金交付要綱等の再確認など、事務作業の各段階において遺漏のないよう、チェックシートを整備するなどしてチェック体制を強化されたい。

3. 契約事務

- ① 佐世保市母子父子寡婦福祉資金貸付業務システム運用支援・保守業務委託契約において、受託者に対し情報の取扱いに関する従事者等報告書を提出させるよう契約書（別記 2 個人情報及び業務情報の取り扱いに関する特記事項）で定めているにもかかわらず、提出させていなかった。

（子ども子育て応援センター）

外部委託における個人情報の管理体制が不適切である。部内における情報セキュリティの自己点検及び研修を早急に行われたい。